

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月26日
【会社名】	株式会社ダスキン
【英訳名】	DUSKIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 山 村 輝 治
【最高財務責任者の役職氏名】	上席執行役員 内 藤 秀 幸
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市豊津町1番33号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役 社長執行役員山村輝治及び当社最高財務責任者上席執行役員内藤秀幸は、当社グループ（当社及び当社の関係会社）の財務報告に係る内部統制を構築・整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」において示された「内部統制の基本的枠組み」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、統制担当者の判断誤りや不注意等によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合等の限界があり、財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループにおける財務報告に係る内部統制は、当事業年度の末日である2019年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価基準に準拠して評価を実施しました。評価範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を対象としました。

財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）及び決算・財務報告に係る内部統制のうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、金額的及び質的重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社26社及び持分法適用会社1社を評価対象とし、その有効性について関係者への質問、記録の検証等により評価しました。なお、上記以外の連結子会社10社及び持分法適用会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

また、業務プロセスについては、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、連結売上高の概ね2/3を占める4事業部門とその原価部門である3部門を重要な事業拠点として選定し、その事業拠点における当社の事業目的に大きく関わる重要な勘定科目、「売上」「売掛金」「棚卸資産」に至るプロセスを評価対象としました。更に、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に関わる業務プロセスについては、財務報告への影響を勘案して評価対象に含めております。評価対象とした業務プロセスについては、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、統制実施者への質問、内部統制の実施記録の確認等により整備及び運用状況を評価しました。

3【評価結果に関する事項】

上記評価の結果、当事業年度末日における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。